

令和6年度

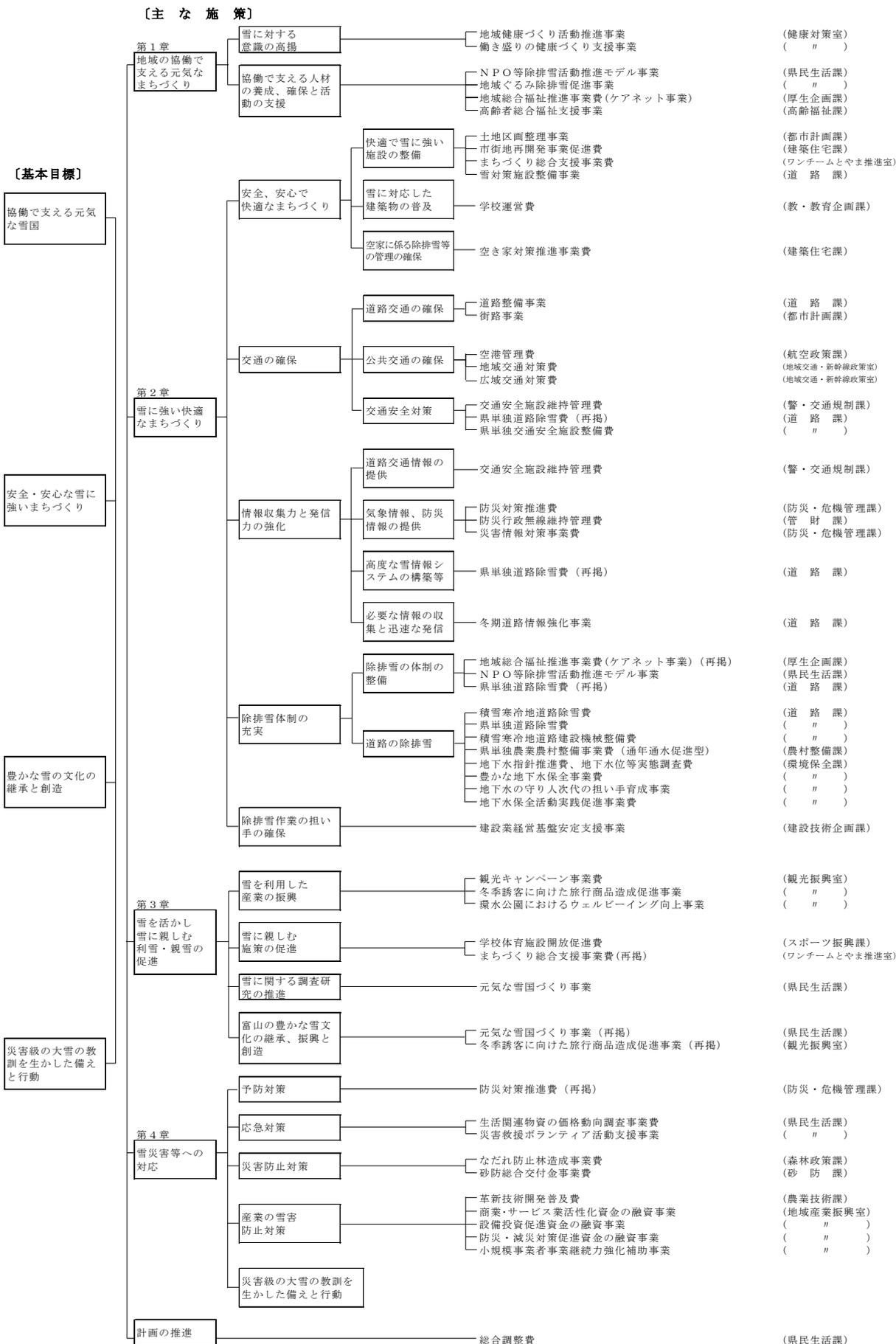
富山県総合雪対策実施計画



目 次

令和6年度富山県総合雪対策実施計画体系図	1
1 策定の趣旨	2
2 総合雪対策事業費	3
3 実施計画の内容	4
地域の協働で支える元気なまちづくり	4
雪に強い快適なまちづくり	6
雪を活かし雪に親しむ利雪・親雪の促進	14
雪災害等への対応	16
— 参考資料 —	
災害級の大雪時におけるタイムラインについて	19
令和6年度富山県道路除雪計画について	20
富山県まちづくり総合支援事業費補助金交付要綱	22
富山県まちづくり総合支援事業実施要領	30
富山県地域ぐるみ除排雪促進事業費補助金交付要綱	35
富山県地域ぐるみ除排雪促進事業実施要領	37
要介護対策メニュー事業実施要綱	38

令和6年度富山県総合雪対策実施計画 体系図



* 体系图中「〇〇事業」、「△△費」は、県における各事業名であり、事業の性格等の区分けは無い。
 * (××室・課)は、令和6年度における事業所管課を示す。

1 策定の趣旨

総合雪対策実施計画（以下、「実施計画」という。）は、富山県総合雪対策条例及び富山県総合雪計画（以下、「基本計画」という。）に基づき、雪対策を総合的かつ計画的に推進するため、毎年度、策定するものである。

基本計画では、次の4つの雪対策の目標を掲げ、県、市町村、県民が一体となって雪対策に取り組むための諸施策を定めている。

雪対策の目標

協働で支える元気な雪国

安全・安心な雪に強いまちづくり

豊かな雪の文化の継承と創造

災害級の大雪の教訓を生かした備えと行動

この実施計画は、令和6年度において実施する雪対策について定めるものである。

2 総合雪対策事業費

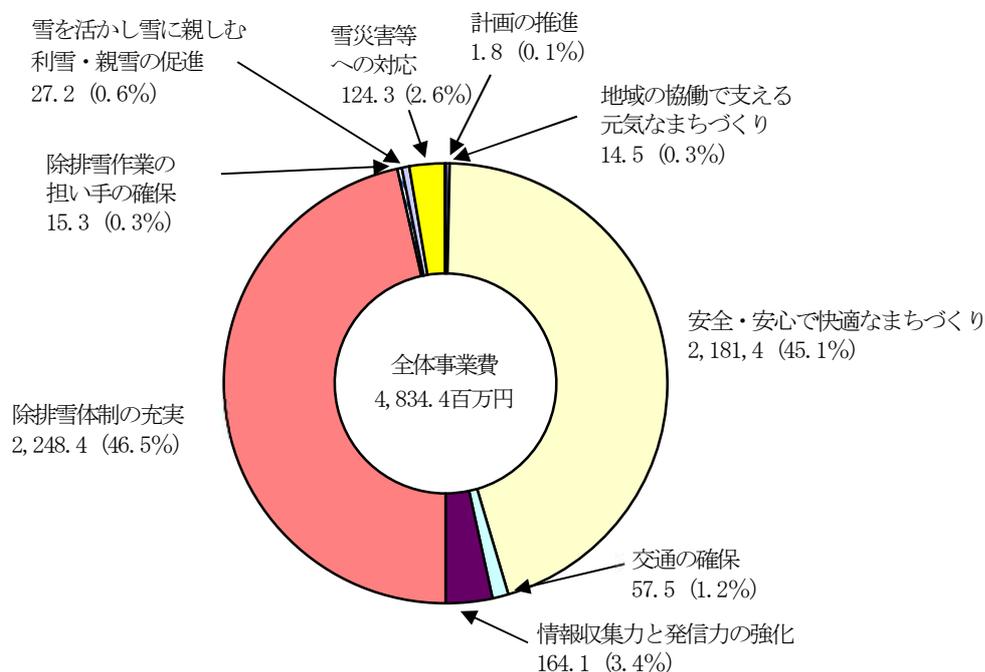
令和6年度の総合雪対策は、関係事業予算総額 約48億3千万円をもって、基本計画に定める各種施策を着実に推進する。

令和6年度総合雪対策事業費

(単位:千円)

計 画 項 目	令和6年度 計画事業費 (A)	令和5年度		対前年比 %	
		計画事業費 (B)	実施事業費 (C)	(A/B)	(A/C)
第1章 地域の協働で支える 元気なまちづくり	14,500	14,500	11,314	100.0	128.2
第2章 雪に強い快適なまちづくり	4,666,637	4,275,499	4,878,138	109.1	95.7
1 安全・安心で快適なまちづくり	2,181,357	1,795,110	1,869,093	121.5	116.7
2 交通の確保	57,485	57,590	70,092	99.8	82.0
3 情報収集力と発信力の強化	164,080	139,018	123,320	118.0	133.1
4 除排雪体制の充実	2,248,395	2,265,155	2,804,083	99.3	80.2
5 除排雪作業の担い手の確保	15,320	18,626	11,550	82.3	132.6
第3章 雪を活かし雪に親しむ 利雪・親雪の促進	27,200	29,500	24,874	92.2	109.4
第4章 雪災害等への対応	124,300	99,585	105,854	124.8	117.4
計画の推進	1,787	1,762	1,509	101.4	118.4
総 計	4,834,424	4,420,846	5,021,689	109.4	96.3

事業費の構成 (単位:百万円)



3 実施計画の内容

雪に親しむ元気な人々があふれ、さらには雪を資源として利活用する施策及び雪のなかでも県民が安全、安心で快適に過ごせるための施策等を総合的に推進するため、基本計画に定める雪対策の基本方針に従い、「地域の協働で支える元気なまちづくり」「雪に強い快適なまちづくり」「雪を活かし雪に親しむ利雪・親雪の促進」「雪災害等への対応」の各種施策を積極的に展開する。今年度の主要な実施事業の内容については、以下のとおりである。

第1章 地域の協働で支える元気なまちづくり

1 雪に対する意識の高揚

- 安全な屋根雪下ろしや除雪作業の普及促進に努めるとともに、運転者に対するスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンの早期装着並びにスコップ等の携行を啓発し、大雪に備えた意識の高揚を図る。
- 災害を忘れないため、大雪時の画像や記録を利用しやすい形に残して啓発活動に努める。
- 県民、企業、団体に対して、災害級の大雪時では人命を守ることを最優先とする認識を共有し、自動車での不要不急の外出を控え、また、雪に十分備えるとともに、地域で相互に協力を図ることを呼びかける。
- インフルエンザ等冬期に流行する疾患、冬期に再発や悪化が多い疾患の予防と回復のため、厚生センター等の健康相談等保健サービスの充実に努める。
- 身体活動量が減少しやすい冬の時期にも、インセンティブを付与しながらウォーキングを実施し、運動習慣の定着を図る。

2 協働で支える人材の養成、確保と活動の支援

(1) 高齢者の力の活用と支援

- 元気な高齢者の社会参加メニューの一つとして、近隣の生活道路や要支援世帯の家回りの除排雪などに活躍してもらうことに対して支援する。

(2) 雪に強い人材の養成、確保

- 地域住民やNPO等が行う除排雪活動を推進、除排雪の体制づくりを支援する。

(3) 地域ぐるみの除排雪と県民との協働による除排雪の推進

- 地域住民が自主的に共同して実施する生活道路や歩道の除排雪を促進するため、「地域ぐるみ除排雪促進事業」により、市町村が地域住民と連携して行う地域ぐるみ除排雪体制の整備を支援する。
- 市町村等が開催する除雪機械の運転者講習等の経費について支援する。
- 県民との協働による除雪を推進するため、交差点やバス停等にスコップを常備し、「雪と汗のひとかき運動」を実施する。また、歩道用除雪機械を地域に貸与し、住民協力による県管理道路の歩道除雪を実施する。

(4) 高齢者や障害者世帯等に対する支援

- ひとり暮らし高齢者などに、見守り、ゴミ出し、買物支援、除雪などの地域住民自らによる個別支援サービスを提供する活動を支援する。
- 県・市町村社会福祉協議会ボランティアセンターで、除雪ボランティア情報の提供や相談窓口の設置等を行う。
- 高齢者総合福祉支援事業における「除雪支援事業」により、市町村が行う、ひとり暮らし高齢者等自力で除雪が困難な世帯の除雪を支援する。

(単位：千円)

基本計画の項目	事業名	事業の概要	事業費
1 雪に対する意識の高揚	地域健康づくり活動推進事業費	厚生センターにおいて、ヘルスボランティア等の研修会をはじめ、健康づくりボランティア等と協力した健康づくり活動等を支援	(989)
	働き盛りの健康づくり支援事業	健康づくりの無関心層をターゲットに、インセンティブを付与しながら一定期間ウォーキングを実施することにより、運動習慣の定着を図る。	(5,000)
2 協働で支える人材の養成、確保と活動の支援			
(2) 雪に強い人材の養成、確保	NPO等除排雪活動推進モデル事業	高齢者世帯等の除排雪活動を行うNPO等に対して、市町村と連携し支援を実施する。	500
(3) 地域ぐるみの除排雪と県民との協働による除排雪の推進	地域ぐるみ除排雪促進事業費	市町村が地域住民と連携して行う地域ぐるみ除排雪体制の整備に対する補助 地域ぐるみ除排雪活動除雪機械等整備事業 地域ぐるみ除排雪活動担い手養成事業	14,000
(4) 高齢者や障害者世帯等に対する支援	地域総合福祉推進事業費(ケアネット事業)	地域住民による高齢者、障害者世帯等の支援活動に対する補助	(62,000)
	高齢者総合福祉支援事業	除雪支援事業 市町村が行う、ひとり暮らし高齢者等自力で除雪が困難な世帯の除雪に要する経費に対する補助	(26,000)
事業費計	14,500		

() は、雪対策に関連する事業の事業費であり、事業費計には算入していない。

第2章 雪に強い快適なまちづくり

1 安全、安心で快適なまちづくり

(1) 快適で雪に強い施設の整備

- 都市においては、「土地区画整理事業」、「市街地再開発事業」等により、雪に強い快適な市街地の整備を推進する。
- 「まちづくり総合支援事業」における雪に強く、雪に親しむ施設整備事業により、市町村が実施する消雪工等の克雪施設及び親雪広場等の親雪施設の整備を支援する。
- 道路における雪対策施設として、雪崩防護柵等の雪崩対策施設の整備や消雪施設の更新等を推進する。

(2) 雪に対応した建築物の普及

- 公共建築物の建設にあたっては、冬でも誰もが安全、安心、快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの観点を取り入れた施設配置や構造設計等を行い雪に強い施設づくりを推進する。

(3) 空家に係る除排雪等の管理の確保

- 市町村や関係団体が実施する空き家対策に関するセミナーの開催を支援し、空き家発生未然防止や適切な管理の普及啓発を図る。
- 積雪に伴う空家の倒壊等により発生する危害を防止するため、所有者による除排雪その他の適切な管理の促進を図る。

1 安全、安心で快適なまちづくり

(単位：千円)

基本計画の項目	事業名	事業の概要	事業費
(1) 快適で雪に強い施設の整備			
① 快適な生活基盤の整備	土地区画整理事業	雪に強い快適な市街地の整備	(157,000)
	市街地再開発事業促進費	再開発組合等が行う市街地再開発事業に対する助成及び指導監督	(64,000)
	まちづくり総合支援事業費	市町村が実施する雪に強く、雪に親しむ施設整備事業に対する補助	(100,000)
② 雪対策施設の整備	雪対策施設整備事業	雪崩防護柵等の雪崩対策施設の整備や、消雪施設の更新等	2,167,900
事業費計	2,167,900		
(2) 雪に対応した建築物の普及	学校運営費	県立学校の除雪機を更新	2,000
事業費計	2,000		
(3) 空きに係る除排雪等の管理の確保	空き家対策推進事業費	空き家コーディネーターの設置や解体費への支援、空き家の発生防止の普及啓発	11,457
事業費計	11,457		

注 () は、雪対策に関連する事業の事業費であり、事業費計には算入していない。

2 交通の確保

(1) 道路交通の確保

- 冬期における都市内及び都市間の安全で円滑な道路交通を確保するため、「道路整備事業」、「街路事業」等により、幹線道路等の計画的な整備を推進する。
- 幅員の狭い踏切や急カーブ区間などにおいて踏切の拡幅やカーブの緩和等の道路改良を行い、降雪期における交通障害箇所の解消を推進する。
- 道路の除排雪等に配慮し、堆雪帯を備えた幅員の広い道路の整備を推進する。
- 市街地における既存歩道の段差解消などにより、既存道路の安全性や快適性の向上に努める。
- 倒木の未然防止として、地元市町村や電線管理者等との合同パトロールを実施する。

(2) 公共交通の確保

- 降積雪時における鉄道やバスなどの公共交通の運行情報について、当該事業者によるできるだけ迅速な情報提供の促進を図る。
- とやまロケーションシステム等により、位置情報や運休情報等の迅速な配信を行う。（鉄軌道、バスなどの各事業者）
- 交通事業者が行う鉄道・軌道の安全性向上への取り組みや、生活交通として必要不可欠な民営バス・コミュニティバスの運行維持等を支援する。
- 富山きとときと空港においては、消雪施設の管理及び除雪に万全を期し、空港の安全性や航空機運航の定時性の確保に努める。

(3) 交通安全対策

- 降積雪時における標識を見やすくするため、道路標識の高輝度化を推進し、安全な道路交通の向上に努める。
- パンフレット「富山県雪みちガイド」による通行注意箇所の周知や安全な雪みち運転の啓発を行う。

(4) 安全で快適な歩行空間の確保

- 地域住民や沿線事業者等の協力による県管理道路の歩道除雪を推進するため、小型除雪機械の貸出しを行う。

2 交通の確保

(単位：千円)

基本計画の項目	事業名	事業の概要	事業費
(1) 道路交通の確保 ①道路網の整備等 ②道路交通渋滞対策	道路整備事業	道路橋りょう改築費	(8,848,400)
		県単独道路改良費	(2,774,000)
		道路総合交付金事業費	(4,745,500)
		直轄道路事業負担金	(3,404,000)
		県単独道路維持修繕費	(4,521,300)
	街路事業	都市計画街路総合交付金事業費 県単独都市計画街路改良費(駅舎) 街路事業費(駅舎)	(431,000) (317,000) (3,300,000)
(2) 公共交通の確保	空港管理費	空港の安全性、定時性の確保にかかる除雪費 気象レーダー情報収集費	15,358
	広域交通対策費 地域交通対策費	鉄道軌道維持対策費	(278,124)
		バス路線維持対策費	(358,341)
		公共交通利用促進県民運動事業費	(5,000)
		公共交通活性化・利用促進総合対策費	(86,800)
事業費計 15,358			
(3) 交通安全対策	交通安全施設維持管理費	大型標識の整備(交通警察)	-
	県単独道路除雪費の一部	パンフレット「富山雪みちガイド」作成に要する経費 県外からの観光客の方に、雪道を安全に利用して頂くための情報提供	【630】
	事業費計 42,127	県単独交通安全施設整備費	大型案内標識等の整備(道路事業)

注 () は、雪対策に関連する事業の事業費であり、事業費計には算入していない。

【 】は、再掲である。

3 情報収集力と発信力の強化

(1) 道路交通情報の提供

- 道路交通情報や降積雪情報の収集提供業務を通じ、県民に迅速かつ的確な道路情報の提供を行う。
- 積雪時の走行に必要な装備を装着しない車両が走行不能にならないよう、チラシや新聞などの広報媒体で、スタッドレスタイヤやチェーンの早期装着に向けた啓発を行う。また、車両立ち往生等が生じやすい箇所について雪みちガイドにて周知する。
- 主な交差点等に設置した路面監視カメラの画像や、AIを活用した車両滞留状況を「富山県道路情報」において提供する。

(2) 気象情報、防災情報の提供

- 気象台等防災関係機関との連携を強化し、気象情報の収集、的確な提供に努める。
- 道路交通の円滑化を図るため、交通情報提供システム等により渋滞情報等の交通情報を運転中のドライバーに対して提供する。
- 富山防災WEBにおいて、大雪による被害状況や公共交通機関の運行状況等を提供するページへのリンクのほか、降雪・積雪状況や主要国道などの路面温度について、県民や各市町村、消防本部等に情報提供する。

区分	観測システム	予測情報等の内容	情報の提供先
降積雪情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15地点の降積雪量（1日2回） ・ 42地点の降積雪量、天気、気温（毎日AM9時） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9地点の気温予測 ・ 39地点の降雪予測 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村、消防本部 ・ 農水、土木、警察本部ほか、防災関係機関 ・ 防災航空センター ・ 県民(インターネット)

(3) 高度な雪情報システムの構築等

- 県や他の機関の冬期道路情報等が容易に得られるよう「富山県道路情報」により、インターネット、スマートフォンアプリ等にて情報を提供する。また、大雪注意報・警報等の発表時は、希望者に対し「富山県道路情報」のメール配信サービスを行う。
- 国・県・市町村・消防等をはじめとする防災関係機関で迅速な情報共有を行う。

(4) 必要な情報の収集と迅速な発信

- AIを活用して、SNS上で提供された情報からリアルタイムに災害や危機管理情報等のビジュアルデータを収集する。
- 路面監視カメラ等を活用して降積雪の状況や車の渋滞状況などの現地情報を収集し、AIを活用して分かりやすい情報提供に努める。
- 富山防災WEBやシームレスデジタル防災マップ、SNS等を活用し、迅速な情報発信に努める。
- 学校においては、事前に臨時休業等の条件及び確認方法を決めておくことや、前日や登校前の早い時間帯に安全措置を行うかどうかの迅速な判断を行い、早急に連絡できる体制を構築する。

4 除排雪体制の充実

(1) 除排雪の基本方針

- 道路管理者は除雪計画を策定し、計画的、効率的な除排雪を実施する。地域住民は自宅周りや周辺の生活道路、近隣高齢者の家周りの除雪に努めるなど、住民と行政の協働による除排雪を実施する。

(2) 除排雪の体制の整備

- 除雪ボランティア等雪処理の担い手の受け皿機能を持つ組織や、コーディネーターの養成の取組みを推進する。
- 雪処理に広域的かつ効率的に対応するため、建設業団体その他の非営利団体等との連携を図る。
- 除雪機械運行管理システムにより、除雪出動状況の迅速な把握及び豪雪時における応援除雪体制を支援する。

3 情報収集力と発信力の強化

(単位：千円)

基本計画の項目	事業名	事業の概要	事業費
(1) 道路交通情報の提供 事業費計 11,064	交通安全施設維持管理費	道路交通情報収集提供事業 日本道路交通情報センターへの道路交通情報の収集と提供業務委託	11,064
(2) 気象情報、防災情報の提供 事業費計 145,016	防災対策推進費	降積雪情報収集提供等業務 降積雪の実況値、降雪及び凍結危険予測値等の提供 (12月20日～3月10日)	15,004
	防災行政無線維持管理費	富山県防災行政無線の維持管理に要する経費 富山県防災行政無線の再整備 (第3世代化) に要する経費	71,913 49,176
	災害情報対策事業費	総合防災情報システムの運用管理に要する経費	8,923
(3) 高度な雪情報システムの構築等	県単独道路除雪費の一部	除雪情報システムの維持管理保守に要する経費 「富山県道路情報」による情報提供	【35,378】
(4) 必要な情報の収集と迅速な発信 事業費計 8,000	県単独道路除雪費の一部	除雪情報システムの道路監視カメラ画像から、路面の積雪の有無を判定するAIモデルを導入する経費	【35,378】
	総合防災情報システム 防災情報発信強化事業	防災情報の発信力強化のため、気象警報や顕著な大雪に関する気象情報等の情報を県公式Xへ自動投稿する機能等を追加する経費	8,000

注 【 】は、再掲である。

4 除排雪体制の充実

(単位：千円)

基本計画の項目	事業名	事業の概要	事業費
(1) 除排雪の基本方針			
(2) 除排雪の体制の整備	地域総合福祉推進事業費 (ケアネット事業)	地域住民による高齢者、障害者世帯等の支援活動に対する補助	【62,000】
	NPO等除排雪活動推進モデル事業	高齢者世帯等の除排雪活動を行うNPO等に対して、市町村と連携し支援を実施する	【500】
	県単独道路除雪費の一部	除雪機械運行管理システムの運用保守に要する経費	【20,876】

注 【 】は、再掲である。

(3)道路の除排雪

○令和6年度富山県道路除雪計画に基づき、

- ・車道除雪については、初期除雪、交差点の除排雪、バス路線の優先的な除排雪等に留意するとともに、路面凍結防止剤の適時・適切な散布を進め路面凍結対策を推進する。
- ・歩道除雪については、通学路、駅や公共施設等へ通じる歩行者の多い歩道を重点的に実施するとともに、地元団体などに歩道用除雪機械を貸し出して協力を得る。
- ・除雪オペレーターや除雪機械の確保など、安定した除雪体制の維持に努める。
- ・効果的かつ効率的な連携除雪を拡大し、広域的に均衡のとれた除雪水準を確保するなど、道路管理者等との連携を密にする。
- ・雪捨場の確保につとめるとともに、その場所や利用方法について県民に周知する。
- ・県や他の機関の冬期道路情報等が容易に得られるよう「富山県道路情報」により、インターネット、スマートフォンアプリ等にて情報を提供する。 なお、今年度は、道路監視カメラを6基増設するほか、他機関と調整し、路面画像の公開箇所をさらに5箇所追加する。また、大雪注意報・警報等の発表時は、希望者に対しメール配信サービスを行う。

区分	観測システム	予測情報等の内容	情報の提供先
除雪情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・路温、降積雪量を1時間毎にオンラインで集信 ・凍結センサー 47地点 ・路面監視カメラ 167地点 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表20地点の翌日9時までの1時間毎の最低路温予測 	<ul style="list-style-type: none"> ・土木センター、同事務所 ・除雪業者 ・県民(パソコン、スマートフォン等) …情報の一部

○除排雪のための水の確保

- ・下水処理水の利活用として、消融雪施設へ供給する。
- 表流水を利用した消融雪施設や流雪溝、流雪機能を有する農業用排水路の整備を進める。
- 以下の地下水保全の取組、冬期間の地下水位低下対策を実施する。
 - ・地下水位の監視及びテレメータの管理運営、消融雪施設の適正な維持管理、節水型消雪設備の導入等の推進
 - ・地域に根ざした地下水保全活動を推進するため、「地下水の守り人」に対する講習会や若者等に対する地下水保全に関する体験型授業を実施
 - ・消雪設備の一斉稼働による地下水位低下時に注意報を発令し、地下水利用者に節水への協力を呼びかけ

5 除排雪作業の担い手の確保

(1)建設業の担い手の確保

- 除排雪作業も担う建設業の担い手確保のため、公共工事において、施工時期の平準化に努め、週休2日の推進など建設業の働き方改革を進めるとともに、建設企業のDX化や女性の活躍、若者に対する魅力発信などに取り組む。
- 新たに除雪オペレーターになる方を支援する。
- 県が管理する道路を除雪する企業に対し、除雪オペレーターになるための免許取得等に対する支援を行う「除雪オペレーター育成支援事業」を実施する。

(2)除排雪作業の省力化・負担軽減

- 除雪機械の更新の際に、経験の少ないオペレーターなども円滑に除雪作業が行えるよう、除雪機械運行管理システム等の機能向上に努める。

(単位:千円)

基本計画の項目	事業名	事業の概要	事業費
(3) 道路の除排雪 ①道路除雪計画に基づく除排雪	積雪寒冷地道路除雪費	冬期の交通確保を図るための道路除雪 道路除雪延長 2,318.1km 除雪率93.2% 歩道除雪延長 1,110.0km 除雪率67.9% 交差点除排雪強化箇所数 212 箇所 凍結防止剤散布延長 569.0 km 凍結予測箇所数 20 箇所	1,700,000
	県単独道路除雪費	冬期の交通確保を図るため道路除雪 除雪機械格納庫等の整備	228,000
	積雪寒冷地道路建設機械整備費	道路除雪機械の整備 ロータリ除雪車、除雪トラック、小型除雪機、 凍結防止剤散布車、除雪機械格納庫	300,000
事業費計 2,228,000			
②除排雪用水の有効利用、未利用エネルギーの活用	県単独農業農村整備事業費(通年通水促進型)	市街地周辺又は、混住化地域の農業用排水路を 除排雪に活用できるようにするための水路の整備、 付帯施設の新設、改良 4地区	16,340
	地下水指針推進費、 地下水位等実態調査費	観測井・テレメータの管理・運営 地下水位の観測 冬期間地下水位低下対策の推進、地下水保全の普及啓発	3,061
	豊かな地下水保全事業費	「地下水の守り人」の講習会の開催	438
	地下水の守り人次代の担い手育成事業	若者等に対する地下水保全に関する体験型授業の実施	300
事業費計 20,395	地下水保全活動実践促進事業	地下水位低下時に注意報等を発令し、地下水利用者に節水への協力を呼び掛け	256

5 除排雪作業の担い手の確保

(単位:千円)

基本計画の項目	事業名	事業の概要	事業費
(1) 建設業の担い手の確保	建設業経営基盤安定支援事業	建設業のイメージアップのため、事業者団体の実施するPR媒体制作費等に対する補助や魅力発信イベントの開催	6,500
		担い手確保・定着支援のため、建設企業の採用活動や女性の労働環境改善等の費用に対する補助、資格取得講座等への支援、女子大学生と女性技術者との座談会等の開催	6,760
事業費計 15,320		除雪に必要な大型特殊免許取得等に対する補助や機械操作の実地研修の開催	2,060

注 () は、雪対策に関連する事業の事業費であり、事業費計には算入していない。

【 】 は、再掲である。

第3章 雪を活かし雪に親しむ利雪・親雪の促進

1 雪を利用した産業の振興

- 年間を通じた観光キャンペーンの中で冬の富山ならではの魅力をPRし、冬期観光客の誘致増大を図る。
- 冬季の誘客促進を図るため、冬の食や文化などを活かした旅行商品造成を支援する。
- 環水公園の冬の賑わいを創出するため、イルミネーションや光の演出など冬の誘客に繋がる展示イベントを実施する。

2 雪に親しむ施策の促進

(1) 冬のスポーツの振興

- 学校体育施設の夜間開放を積極的に行うなど、公共・民間の既存のスポーツ、レクリエーション施設を有効に活用し、冬期のインドア・アウトドアスポーツの普及に努める。
- 雪中ウォーキングや雪中ハイキング、雪合戦など、誰もが楽しめる雪を利用したレクリエーションスポーツ等を普及し、県民の参加を促進する。

(2) 雪に親しむ機会の創出

- マスコミやインターネット等を活用し、冬のイベント開催の普及を図り、冬を楽しみ雪に親しむ機会の増大に努める。

3 雪に関する調査研究の推進

- 本県における雪の文化と雪に関わる科学技術の発信拠点の形成を図るため、「元気な雪国づくり事業」により、県民や研究者などが実施する調査研究、普及啓発活動に対して助成を行う。

4 富山の豊かな雪文化の継承、振興と創造

- 本県における雪の文化と雪に関わる科学技術の発信拠点の形成を図るため、「元気な雪国づくり事業」により、県民や研究者などが実施する調査研究・普及啓発活動に対して助成を行う。（再掲）
- 冬季の誘客促進を図るため、冬の食や文化などを活かした旅行商品造成を支援する。（再掲）
- 「食のとやまブランド」の確立に向け、県内外への富山の食の魅力の発信を図り、富山ならではの食材や料理、冬の味覚等を活かした通年観光を推進する。

(単位：千円)

基本計画の項目	事業名	事業の概要	事業費
1 雪を利用した産業の 振興	観光キャンペーン事業費	年間を通じた観光キャンペーンの中で冬の富山 ならではの魅力をPRし、冬期間の観光客の誘 致増大を図る。 各種宣伝活動の実施	20,000
	冬季誘客に向けた旅行商 品造成促進事業	観光客の入込が落ち込む冬季にも切れ目ない誘 客を図るとともに、首都圏、中京圏、関西圏等か ら富山県に効果的に送客するため、冬の食や文 化などを活かした旅行商品造成を支援	1,500
	環水公園におけるウェル ビーイング向上事業	環水公園の冬の賑わいを創出するために、光の 演出など冬の誘客に繋がる展示イベントを実施 環水公園スイートイルミネーションの実施 環水公園企画の実施	4,200
事業費計	25,700		
2 雪に親しむ施策の 促進	学校体育施設開放促進費	県立学校施設の一般開放 開放校 県立学校 41校	(5,245)
	まちづくり総合支援事業費	市町村が実施する雪に強く、雪に親しむ施設整 備事業に対する補助	【100,000】
3 雪に関する調査研究の 推進	元気な雪国づくり事業費	誰もが住みたい雪国富山の実現のため、富山県 における克雪、利雪、親雪に関する調査研究を促 進し、雪国文化と雪に関わる科学技術の発信拠 点の形成を進める。 県民や国内の研究者などが実施する調査研究、 普及啓発活動等に対し助成を行う。	1,500
事業費計	1,500		
4 富山の豊かな雪文化の 継承、振興と創造	元気な雪国づくり事業費	同上	【1,500】
	冬季誘客に向けた旅行商 品造成促進事業	観光客の入込が落ち込む冬季にも切れ目ない誘 客を図るとともに、首都圏、中京圏、関西圏等か ら富山県に効果的に送客するため、冬の食や文 化などを活かした旅行商品造成を支援	【1,500】

注 () は、雪対策に関連する事業の事業費であり、事業費計には算入していない。

【 】 は、再掲である。

第4章 雪災害等への対応

1 予防対策

(1) 雪害に強い県土づくり

- 災害の防止、防災活動の推進のため、自主防災組織の育成、消防施設の整備など、防災関連施設の整備に努める。
- 孤立集落の原因となる倒木による道路の寸断、停電等の発生を防止するため、県、市町村、電線管理者等の官民主体が連携して費用を分担し、沿道林における危険立木の事前伐採を推進する。
- 伐採の主体を市町村とし、道路の通行止めを引き起こすおそれのある立木や、電線・電柱に支障を及ぼすおそれのある立木を伐採する市町村に対して費用の一部を補助する。

(2) 防災体制づくり

- 市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。
- 通信連絡体制の整備や、緊急輸送体制、さらには相互応援体制の整備等による広域的な支援体制を充実させるなど、防災活動体制の整備に努める。

(3) 雪害への日常の備え

- 防災講座や防災ハンドブックの活用など、家庭、地域、学校における本県の特徴にあわせた防災学習を推進する。
- 高齢者、障害者、外国人等の安全・確実な避難を可能とする災害時要配慮者支援の仕組みづくりを推進する。
- 富山防災WEBにおいて、除雪や積雪時の危険性について注意喚起する情報を掲載する。

2 応急対策

(1) 情報の収集・伝達

- 气象台等防災関係機関との連携を強化し、気象情報、被害状況などの収集、的確な提供に努める。
- 大雪が予想される場合、富山地方气象台職員を県へ一定期間派遣する。
- 必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、特に必要があるときは、無線電話、非常通信等を利用し、応急活動を円滑に推進する。

(2) 応急対策の実施

- 県、市町村及び防災関係機関は、雪害の規模等を判断し、必要に応じて災害対策本部を設置し、総合的な雪害対策の体制を確立する。
- 生活必需物資の安定確保を図るため、生活関連物資の価格調査等を実施し、価格動向及び需給状況を調査、監視する。
- 県、市町村は必要に応じ、災害救援ボランティア本部を設置し、他機関との連絡調整、ボランティアの受入・配置、活動資機材の調達など運営体制の整備をする。
- 緊急輸送道路等の優先的除排雪を行い、道路交通の確保に努める。

3 災害防止対策

- なだれ防止林造成事業や砂防総合交付金事業により、主要公共施設、道路、集落等に雪崩の被害を与える恐れのある箇所は、雪崩防止施設の整備を推進する。

4 産業の雪害防止対策

(1) 農林業対策

- 冠雪害に強い森林施業の普及指導を実施する。
- 耐雪性、耐寒性、冬季の寡日照に配慮した農作物の選定及び技術開発を推進する。

(2) 商工業対策

- 中小企業者に対して「設備投資促進資金」等の融資を行い、降積雪時でも快適なショッピングが楽しめる商業空間の創出等を支援する。

○雪害など自然災害等の発生に備え、施設の整備・補強、資機材の導入等を行う中小企業者に対して「防災・減災対策促進資金」等の融資を行う。

5 災害級の大雪の教訓を生かした備えと行動

(1) 災害級の大雪時の基本認識の共有

○災害級の大雪時は、人命を守ることを最優先するという基本認識を共有する。

○県民、企業、団体は自動車での不要不急の外出を控え、雪に十分備えるとともに、地域で相互に協力する。

(2) タイムラインに基づいた行動と協力要請

○大雪が予想される場合は、タイムライン（段階的な行動計画）に基づき、情報把握のための情報を収集し、必要とされる情報を発信するとともに、関係機関ごとの段階的な行動を共有し、円滑な連携のもと速やかに対応する。

○大雪が予想される日には、タイムラインに基づき、県民・事業者等に自動車での不要不急の外出を控えることや、荷主や事業者へ、広域迂回や運送日の調整などを呼びかける。

○大雪が予想される日には、企業・県民等は、休業や休校、早めの帰宅、テレワーク、時差通勤等を検討する。

○学校においては、災害級の大雪時の臨時休業に備えた遠隔・オンライン教育の実施体制の整備を進める。

(3) 災害級の大雪時の道路除排雪体制の強化

○災害級の大雪が見込まれる場合は、臨時の雪捨て場の開設や機動的除雪、排雪作業の準備など除排雪体制を強化するとともに、道路交通確保のため、道路管理者間相互の雪捨て場の共同利用や応援除雪体制を構築する。

(4) 災害級の大雪時の公共交通機関の運行の確保

○鉄軌道の運行を確保するため、鉄軌道事業者と道路管理者や交通管理者等との連絡を図り、運休期間の最小化に取り組む。

(単位：千円)

基本計画の項目	事業名	事業の概要	事業費
1 予防対策 事業費計 9,000	防災対策推進費	・孤立集落対策としての沿道林事前伐採事業 ・降積雪情報収集提供等業務	9,000 【15,004】
2 応急対策 事業費計 2,300	生活関連物資の価格動向調査事業費	県内における生活関連物資（食料品等）の価格及び需給状況等を調査・監視	200
	災害救援ボランティア活動支援事業	災害救援ボランティアコーディネーター・リーダー養成研修会及び県総合防災訓練と合同で行う災害救援ボランティア活動の実地訓練に対する補助	2,100
3 災害防止対策 事業費計113,000	なだれ防止林造成事業費	雪崩の発生及び恐れのある林地を対象に雪崩予防施設を設置し、森林を造成することにより雪崩災害の発生を未然に防止する。	103,000
	砂防総合交付金事業	雪崩防止施設の設置 1箇所	10,000
4 産業の雪害防止対策 農林業対策	革新技術開発普及費 ・スマート農業に適したV字形整枝樹形育成技術の開発	・リンゴとモモで風害や雪害に強く、スマート農業等機械化に対応したV字形整枝樹形育成技術を開発	(1,880)
	・気候変動に適応したニホンナシ栽培技術の確立	・新たな施肥技術の検証及び灌水指標の開発を実施し、気候変動に適応したニホンナシ栽培技術を確立する。	(1,590)
商工業対策	商業・サービス業活性化資金の融資事業	商店街整備計画に基づく環境整備に対する融資	(450,000)
	設備投資促進資金の融資事業	消融雪、除排雪設備を設置する等の設備投資を行う中小企業者に対する融資	(5,550,000)
	防災・減災対策促進資金の融資事業	自然災害等の発生に備え、施設の整備・補強、資機材の導入等を行う中小企業者に対する融資	(1,500,000)
	小規模事業者事業継続力強化補助事業	小規模事業者が商工団体の支援を受けて実施する事業継続力強化を目的とした取り組みに対する助成	(29,500)
計画の推進 事業費計 1,787	総合調整費	総合雪対策推進のための調整企画経費	1,787

注 () は、雪対策に関連する事業の事業費であり、事業費計には算入していない。

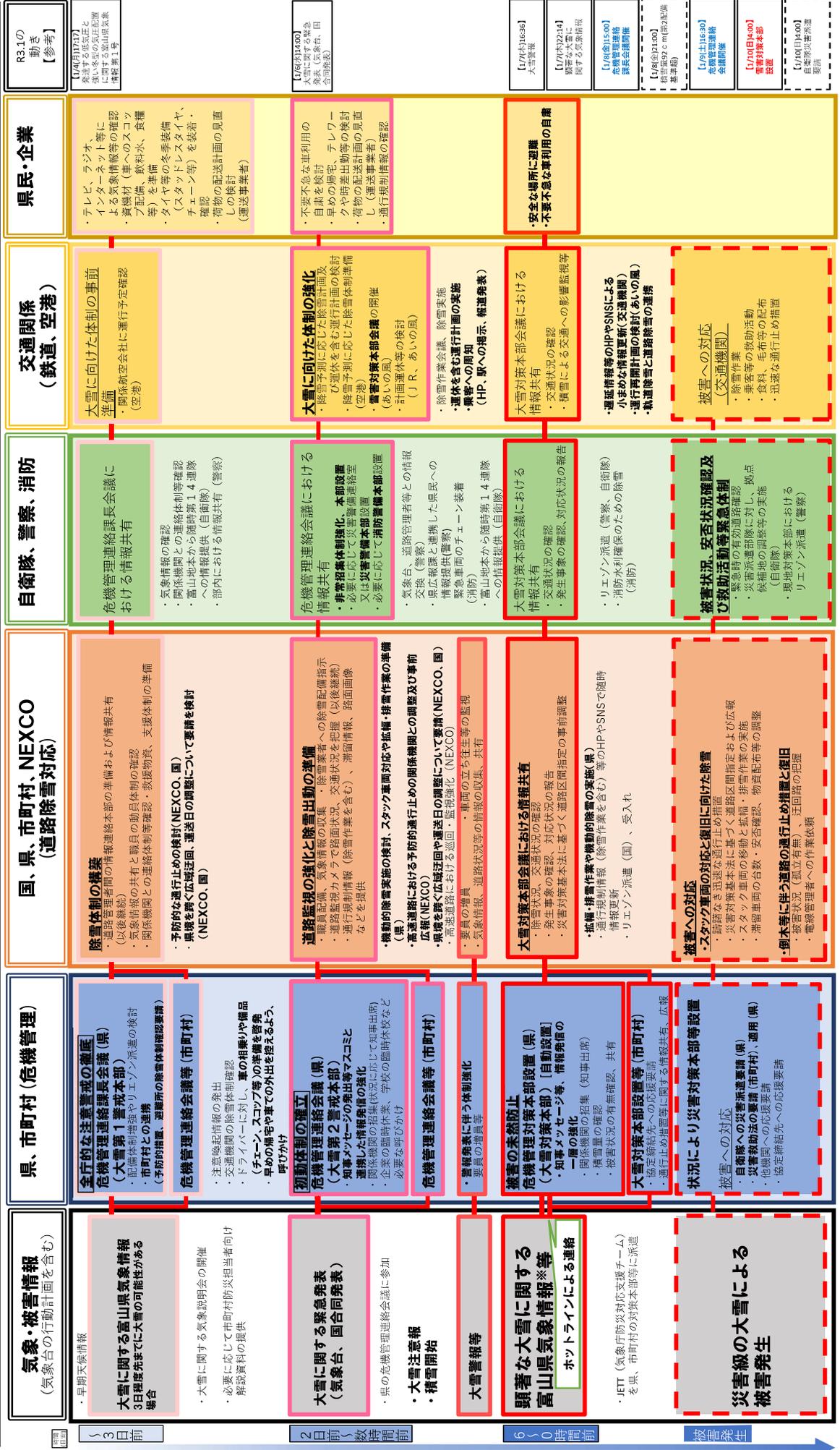
【 】 は、再掲である。

参 考 资 料

災害級の大雪(※)時におけるタイムライン(段階的な防災行動計画)

令和3年1月の大雪に係る検証会議(R3.1.21~2.22 3回開催)のとりまとめ(令和3年3月7日大雪に係る交通対策の課題と対応)を踏まえたタイムライン(段階的な防災行動計画)

災害級の大雪による被害が予想される場合には、
 ①富山地方気象台と連携し速やかに大雪対策本部等を設置し、状況把握のための情報を収集し、必要とされる情報を発信。
 ②関係機関ごとの段階的な行動を共有し、円滑な連携のもと、速やかに対応。
 ③人命を守ることを最優先に、トックダウンにより迅速に外出自粛等の呼びかけや自衛隊等の災害派遣要請等を実施。



※「顕著な大雪に関する富山県気象情報」が発表される場合を想定

令和6年度富山県道路除雪計画について

1 計画の概要

(1) 道路除雪対策本部の開設

令和6年11月15日～令和7年3月31日

(2) 車道除雪

県管理道路延長2,487.4kmのうち、2,318.1km(93.2%)を除雪する。

- ・早朝除雪を最重点とし、日中においても路側堆雪状況等に応じ早期除排雪を行う。

(3) 歩道除雪

県管理歩道延長1,635.4kmのうち、1,110.0km(67.9%)を除雪する。

- ・通学路、駅や公共施設等へ通じる歩行者の多い歩道を重点的に実施する。

2 主な取り組み（別紙参照）

(1) 安定した除雪体制の維持

- ・除雪機械の1人乗り化（ワンオペレーター）【試行】

(2) その他

- ・AIを活用した降雪情報の発信
- ・路面監視カメラ画像公開箇所の追加（冬期道路情報提供の強化）（366箇所⇒376箇所）
- ・ハンドガイドの貸出増（県民との協働による除排雪の推進）（46団体⇒53団体）

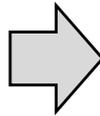
①安定した除雪体制の維持

○ 除雪機械の1人乗り化(ワンオペレーター)【試行】

除雪従事者の高齢化などに伴う、除雪オペレーター不足に対応するため、これまでのオペレーターと助手、2名乗車による除雪作業から、後方確認用モニタ等の設置により、助手が担ってきた安全確認作業等を代替し、1人乗り化による除雪作業を試験的に実施。



オペレーターと助手(2名乗車)



後方確認用モニタ

オペレーターのみ(1人乗り化)

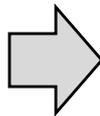
②その他(前年度より継続)

○ AIを活用した降雪情報の発信

昨年より、県が管理する道路監視カメラの画像から、AIで路面の積雪を判断し、富山県道路情報(HP)で積雪状況を視覚的に情報提供しているが、さらにAIの積雪判定機能の精度向上を図り発信。

例 令和6年1月23日の状況

※AIモデルは富山大学が構築(無償提供)



○ 道路監視カメラ画像公開箇所の追加(冬期道路情報提供の強化)

昨年に引き続き、的確な路面状況の把握や情報提供の充実のため、他の道路管理者のカメラと調整し、道路情報サイトでの路面画像の公開箇所を追加。

管理者	R2	R3	R4	R5	R6
富山県	59	159	159	161	167
富山河川国道事務所	20	167	167	170	169
その他(石川県外)	12	12	12	12	12
NEXCO中日本	-	-	10	10	10
高田河川国道事務所	-	-	4	1	1
岐阜県	-	-	4	4	4
射水市※冬期のみ	-	-	6	6	7
魚津市	-	-	-	2	6
合計(箇所)	91	338	359	366	376

○ 歩道除雪における住民協力の拡大(県民との協働による除排雪の推進) 10箇所増

県が保有するハンドガイド除雪機を地元団体等に貸し出して、除雪にご協力いただいているが、新たに7団体の協力が得られることとなった。

令和5年度		令和6年度	
団体数	協力延長	団体数	協力延長
46	約 43km	53	約 48km

7団体増



富山県まちづくり総合支援事業費補助金交付要綱

[要旨]

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県まちづくり総合支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

[補助金の交付]

第2条 知事は、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ）や、まちづくりに取り組む自治会、地域団体、NPO法人、まちづくり会社、その他知事が認める団体等（以下「間接補助事業者」という。）が実施する、自主性、主体性を発揮して、まちづくりの総合的な整備を図るための先導的な事業（以下「まちづくり事業」という。）を支援するため、当該まちづくり事業が実施される市町村に対し、補助金を交付するものとする。

この場合において、知事が特に認めるときは、補助金を数箇年度に分割して交付することができる。

2 間接補助事業者は次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする団体等でないこと
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同上第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている団体等でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第112号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む団体等でないこと。
- (4) 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等補助金の交付が適当でないと認められる団体等でないこと。

[交付の対象経費等]

第3条 補助金の額は、予算の範囲内とし、補助事業（国又は県の他の補助制度に基づく補助の対象とならない事業に限る。）、対象経費、補助率等は別表1から別表7までのとおりとする。

ただし、当該経費に地方債（富山県市町村振興基金による資金の貸付けを除く。以下同じ。）を充当した場合は、補助対象経費から地方債充当額を除いた額に補助率を乗じるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表1から別表7に掲げる事業（別表3(2)の事業を除く）のうち知事が特に認める次の事業（以下、「知事特認事業」とする。）に係る補助金の額は、補助対象経費（地方債充当事業は控除後の額）の2分の1以内とする。

- (1) 他の市町村のモデルとなるような先導性、戦略性が認められる事業
- (2) 県が重点施策として掲げている「活力」「安心」「未来」及び「行財政改革」施策に沿った事業
- (3) 「地域の自立と支援」の観点から、県民に対し著しい効果が見込まれる事業
- (4) その他知事が地域の振興に資すると認める事業

[交付申請書等]

第4条 市町村は、規則第3条に規定する補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 市町村はまちづくり事業を実施するときは、次の各号に掲げるところによりまちづくり事業推進計画を策定し、前項の申請書に添えて知事に提出しなければならない。

なお、まちづくり事業が、その実施にあたり、まちづくり事業推進計画以外に事業計画等の策定が義務付けられている事業であって、当該計画が次の各号の要件を満たしていると知事が認めるときは、当該計画をまちづくり事業推進計画とすることができる。

- (1) まちづくり事業推進計画は、事業の基本方針及び事業の具体的な実施のための実施計画からなるものとし、実施計画の計画期間はおおむね5年以内とする。
- (2) 事業の基本方針にはまちづくりの現状と課題、事業の体系・概要、事業計画地区、県・市町村・住民の協力と役割分担等事業の基本的な事項について定めるものとし、実施計画には事業主体、実施年度、事業費、財源内訳、管理運営方法等事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- (3) まちづくり事業推進計画は、実施する事業の内容に応じ、富山県景観条例（平成14年富山県条例第45号）、富山県民福祉条例（平成8年富山県条例第37号）その他の県が定める条例、規則、ガイドライン等に沿って策定するものとする。
- (4) 市町村は、まちづくり事業推進計画の策定に当たっては、学識経験者等の意見を徴すること等により、先導的なまちづくりが推進されるよう努めるものとする。
- (5) まちづくり事業推進計画には、市町村が主体となって実施する事業のほか、県が主体となって実施する事業及び民間が主体となって実施する事業を含むことができる。

[交付条件]

第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更についてはこの限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
 - (4) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他証拠書類を整理し当該補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
 - (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- 2 市町村は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 間接補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更する場合には、市町村長の承認を受けること。
- (2) 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けること。
- (3) 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を間接補助事業完了の日（間接補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後から起算して5年間保管しておくこと。
- (5) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

[軽微な変更]

第6条 前条第1号ただし書きの規定による軽微な変更とは、次に掲げるものとする。

(1) 事業内容の変更

別表に掲げる補助事業項目で定める区分による事業計画地区の施行箇所の変更。

(2) 経費の配分の変更

別表に掲げる補助事業項目で定める区分による補助事業に要する経費の2割を超える増減の変更以外の変更。

[変更承認申請]

第7条 第5条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更（中止又は廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

[実績報告書]

第8条 補助金の交付の決定を受けた市町村は、補助事業が完了したとき又は第5条第2号の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに規則第12条に規定する実績報告書を知事に提出しなければならない。

[雑則]

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に知事が定める。

附 則

[施行期日]

1 この要綱は平成19年度分の補助金から適用する。

[経過措置]

2 この要綱による改正前の富山県まちづくり総合支援事業費補助金交付要綱の規定によりされている申請その他の行為は、この要綱の相当規定によりされた申請その他の行為とみなす。

附 則

[施行期日]

この要綱は平成 21 年度分の補助金から適用する。

附 則

[施行期日]

この要綱は平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則

[施行期日]

この要綱は平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

[施行期日]

この要綱は平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

[施行期日]

この要綱は令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

[施行期日]

この要綱は令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

[施行期日]

この要綱は令和 5 年度分の補助金から適用する。

別表 1 魅力ある地域づくり施設整備事業

補助事業項目	事業実施主体	補助対象経費	※1 補助率	※2 ※3 補助金限度額	様式
(1) 優れた景観整備事業	市町村 間接補助 事業者	施設・設備等の整備に要する本工事費、設計管理委託費、工事雑費、事務費及び特に必要と認められるその他の経費 但し、地方債、寄付金等がある場合は当該経費からその収入金を控除する。	1/3以内	(1) 20,000千円	知事が別に定める様式
(2) 福祉のまちづくり事業				(2) ①② 新築 20,000千円 改修 10,000千円	
①高齢者障害者施設整備				③	
②子どもを生き育てる環境づくり				増改築 5,000千円	
③高齢者生きがい対応型施設	市町村	施設・設備等の改修に要する本工事費、設計管理委託費、工事雑費、事務費及び特に必要と認められるその他の経費への助成費		④	改修 500千円 全体改修費の1/3を上限
④自治会町内会施設改修助成					
(3) 雪に強く、雪に親しむ施設整備事業	市町村 間接補助 事業者	施設・設備等の整備に要する本工事費、設計管理委託費、工事雑費、事務費及び特に必要と認められるその他の経費 但し、地方債、寄付金等がある場合は当該経費からその収入金を控除する。		(3) 20,000千円	
(4) 防災まちづくり事業				(4) 10,000千円	
(5) 地域活性化事業				(5)	
①先導的・戦略的まちづくり事業				① 20,000千円	
②廃校等利用地域活性化施設整備事業				② 5,000千円	

※1 実施主体が間接補助事業者の場合における市町村の負担は任意とする。

※2 算定した補助金額が単年度で原則として1,000千円以上の事業を対象とする。ただし、以下の事業は除く。

- ※3 第3条第2項第1号から第4号に規定する知事特認事業については、補助金限度額を30,000千円とする。ただし、以下の事業は除く。
- (2)④自治会町内会施設改修助成
 - (2)①高齢者障害者施設整備 改修
 - ②子どもを生き育てる環境づくり 改修
 - ③高齢者生きがい対応型施設
 - ④自治会町内会施設改修助成
 - (4)防災まちづくり事業
 - (5)②廃校等利用地域活性化施設整備事業

別表 2 定住・半定住促進事業

補助事業項目	事業実施主体	補助対象経費	※1 補助率	※2 ※3 補助金限度額	様式
(1) 市町村の創意と工夫に基づき実施する交流や定住・半定住を促進するための事業	市町村 間接補助 事業者	施設・設備等の整備に要する本工事費、設計管理委託費、工事雑費、事務費及び特に必要と認められるその他の経費 但し、地方債、寄付金等がある場合は当該経費からその収入金を控除する。	1/3以内	(1) 20,000千円	知事が別に定める様式
(2) 上記(1)の事業と同じ趣旨のもつとで実施するソフト事業		ソフト事業に要する経費 但し、地方債、寄付金等の収入金がある場合は、当該経費からその収入金を控除する。		(2) 2,000千円	

※1 実施主体が間接補助事業者の場合における市町村の負担は任意とする。

※2 算定した補助金額が単年度で原則として1,000千円以上の事業を対象とする。ただし、以下の事業は除く。

(2)定住・半定住促進事業のソフト事業

※3 第3条第2項第1号から第4号に規定する知事特認事業については、補助金限度額を次のとおりとする。

(1)定住・半定住促進事業のハード事業 30,000千円

(2)定住・半定住促進事業のソフト事業 3,000千円

別表 3 中山間地域活性化事業

補助事業項目	事業実施主体	補助対象経費	※1 補助率	※2 ※3 補助金限度額	様式
(1) 中山間地域における地域資源や地域特性を活用した地域活性化を図る施設整備事業	市町村 間接補助 事業者	施設・設備等の整備に要する本工事費、設計管理委託費、工事雑費、事務費及び特に必要と認められるその他の経費 但し、地方債、寄付金等がある場合は当該経費からその収入金を控除する。	1/3以内	(1) 20,000千円	知事が別に定める様式
(2) 上記(1)の事業と同じ趣旨のもつとで実施する計画策定事業	市町村	市町村において策定する計画の策定に必要な事務費及び計画策定に関する委託料及び特に必要と認められるその他の経費	定額	(2) 1,000千円	
(3) 上記(1)の事業と同じ趣旨のもつとで実施するソフト事業((2) を除く)	市町村 間接補助 事業者	ソフト事業に要する経費 但し、地方債、寄付金等の収入金がある場合は、当該経費からその収入金を控除する。	1/3以内	(3) 2,000千円	

- ※1 実施主体が間接補助事業者の場合における市町村の負担は任意とする。
- ※2 算定した補助金額が単年度で原則として1,000千円以上の事業を対象とする。ただし、以下の事業は除く。
 - (2) 中山間地域活性化事業の計画策定事業
 - (3) 中山間地域活性化事業のソフト事業
- ※3 第3条第2項第1号から第4号に規定する知事特認事業については、補助金限度額を次のとおりとする。
 - (1) 中山間地域活性化事業のハード事業 30,000千円
 - (3) 中山間地域活性化事業のソフト事業 3,000千円

別表 4 地域ブランド発信事業

補助事業項目	事業実施主体	補助対象経費	※1 補助率	※2 ※3 補助金限度額	様式
地域の魅力発信や地域イメージのブランド化を図るための事業	市町村 間接補助 事業者	ソフト事業に要する経費 但し、地方債、寄付金等の収入金がある場合は、当該経費からその収入金を控除する。	1/3以内	2,000千円	知事が別に定める様式

- ※1 実施主体が間接補助事業者の場合における市町村の負担は任意とする。
- ※2 算定した補助金額が単年度で原則として500千円以上の事業を対象とする。
- ※3 第3条第2項第1号から第4号に規定する知事特認事業については、補助金限度額を3,000千円とする。

別表 5 地域活性化ソフト支援事業

補助事業項目	事業実施主体	補助対象経費	※1 補助率	※2 ※3 ※4 補助金限度額	様式
(1) 「魅力ある地域づくり施設整備事業」と同じ趣旨のもとで地域資源の活用により地域の活性化を図るために実施する事業 ----- (2) 「魅力ある地域づくり施設整備事業」内「福祉のまちづくり事業」と同じ趣旨のもとで実施するソフト事業	市町村 間接補助 事業者	上記の各ソフト事業に要する経費 但し、地方債、寄付金等の収入金がある場合は、当該経費からその収入金を控除する。	1/3以内	2,000千円	知事が別に定める様式

- ※1 実施主体が間接補助事業者の場合における市町村の負担は任意とする。
- ※2 算定した補助金額が単年度で原則として500千円以上の事業を対象とする。

- ※3 同じ趣旨で毎年開催されるイベントについては、1,500千円を限度とする。
- ※4 第3条第2項第1号から第4号に規定する知事特認事業については、補助金限度額を3,000千円とする。ただし、同じ趣旨で開催されるイベントについては、除く。

別表 6 まちづくり戦略推進事業

補助事業項目	事業実施主体	補助対象経費	※1 補助率	※2 ※3 補助金限度額	様式
(1) 富山県成長戦略「まちづくり戦略」の実現に資する施設整備事業	市町村 間接補助 事業者	施設・設備等の整備に要する本工事費、設計管理委託費、工事雑費、事務費及び特に必要と認められるその他の経費 但し、地方債、寄付金等がある場合は当該経費からその収入金を控除する。	1/3以内	(1) 20,000千円	知事が別に定める様式
(2) 上記(1)の事業と同じ趣旨のもとで実施するソフト事業		ソフト事業に要する経費 但し、地方債、寄付金等の収入金がある場合は、当該経費からその収入金を控除する。		(2) 2,000千円	

- ※1 実施主体が間接補助事業者の場合における市町村の負担は任意とする。
- ※2 算定した補助金額が単年度で原則として以下に定める金額以上の事業を対象とする。
 (1) まちづくり戦略推進事業のハード事業 1,000千円
 (2) まちづくり戦略推進事業のソフト事業 500千円
- ※3 第3条第2項第1号から第4号に規定する知事特認事業については、補助金限度額を次のとおりとする。
 (1) まちづくり戦略推進事業のハード事業 30,000千円
 (2) まちづくり戦略推進事業のソフト事業 3,000千円

別表 7 市町村連携推進モデル事業

補助事業項目	事業実施主体	補助対象経費	補助率	※1 ※2 補助金限度額	様式
市町村間の連携に向けた取決めに基き行うモデル的なソフト事業	市町村	ソフト事業に要する経費 但し、地方債、寄付金等の収入金がある場合は、当該経費からその収入金を控除する。	1/3以内	2,000千円	知事が別に定める様式

- ※1 算定した補助金額（事業を実施する全市町村の合計額）が単年度で原則として500千円以上の事業を対象とする。
- ※2 第3条第2項第1号から第4号に規定する知事特認事業については、補助金限度額を3,000千円とする。

第1 趣 旨

この要領は、うるおいとやすらぎに満ちた住みよく美しい郷土を形成し、魅力ある地域づくりを推進するため、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）や自治会、地域団体、NPO法人、まちづくり会社などの民間事業者（以下「民間事業者等」という。）が実施する魅力的・先導的なまちづくり事業（以下「まちづくり事業」という。）に対する県の財政上の助成措置等に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 対象事業

支援の対象となる事業は、市町村又は民間事業者等が自主的・主体的に実施する先導的なまちづくり事業で次に掲げるものとする。

(1) 魅力ある地域づくり施設整備事業

優れた景観づくりや安全で快適なまちづくりなど魅力ある地域環境を整備するために実施する次の事業

① 優れた景観整備事業

ア 自然、文化、歴史など地域の特性を活かし、優れた景観をもつまちづくりのために実施する小公園等公共空間の整備、まちなみの保全・環境整備、公共サインの整備、ライトアップ等の事業

イ 市町村道における景観にマッチしたモデル的なデザイン照明設備等の整備事業

② 福祉のまちづくり事業

公共的建築物、道路、公園等を新築（新設、増改築を含む。以下同じ。）又は改修する場合において、高齢者、障害者等が円滑に利用できる生活環境を整備するために実施する次の事業

ア 高齢者、障害者等のための施設整備事業

公共的施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう施設環境の整備を体系的・一体的に行う事業

イ 子どもを健やかに生み育てる環境づくり事業

父母等が乳幼児を健やかに育てることができるよう公共的施設におけるベビールーム、授乳室等の整備事業

ウ 高齢者生きがい対応型施設整備事業

高齢者の介護予防や健康増進を図るため、空き教室や老人福祉センター等を、生きがい対応型施設に増改築する事業

エ 自治会・町内会の集会施設の改修に対する助成事業

自治会・町内会が設置した公民館類似施設等の小規模集会施設の改修に対する助成事業

ただし、富山県民福祉条例施行規則に定める生活関連施設については、同規則に定める整備基準に適合した部分に係る増加経費とする。

③ 雪に強く、雪に親しむ施設整備事業

雪に強い快適なまちづくりのために実施する消雪、流雪、雪捨場等の克雪施設の整備事業及び親雪広場等の親雪施設の整備事業

④ 防災まちづくり事業

地域の特性に応じた災害に強い安全なまちづくりのために実施する防災施設、防災基盤等の整備や公共施設等の耐震化事業

(2) 地域活性化事業

① 地域における政策課題に対応するために実施する次の事業の拠点となる施設等の整備事業

ア 健やかな地域社会づくりのためのスポーツ・レクリエーションの振興、社会サービス・システムの充実等の事業

イ 自然環境の保全・復元の事業、自然資源活用のための施設整備事業、環境に関する普及・啓発のための施設整備事業等で地域の環境と調和したまちづくり事業

ウ 情報通信基盤整備事業、情報システムの導入事業等で地域の情報化のための事業

エ 交通網や情報ネットワーク、伝統文化や産業等を活用した広域的連携、自然や歴史等地域固有の資源を活用した地域間交流、既存の行政圏域を越えた連携による公共サービス等の効率化等による地域活性化事業

オ 新産業の創出、地域産業の高度化、新技術の創造等により地域に根差した内発型の産業振興を図るため、研究開発支援、人材育成支援、会議・交流などの機能をもつ施設整備を行う地域産業創造対策事業

カ 地域の歴史的遺産（神話、伝説、遺跡、史跡等）、伝統的文化を活用した地域おこし事業

キ その他先導的なまちづくり事業として知事が特に認める事業

② 廃校等利用地域活性化事業

地域の活性化を図るため、廃校等（用途が廃止された校舎等をいう。）を利用した特色ある施設の整備事業

(3) 定住・半定住促進事業

① 市町村又は民間事業者等の創意と工夫に基づき実施する交流や定住・半定住を促進するための事業

ア 滞在施設の整備事業

イ 情報発信施設の整備事業

ウ 空き家改修事業

エ その他知事が特に認める事業

② 上記①の事業と同じ趣旨のもとで実施するソフト事業

ア 空き家情報バンクの構築

イ 首都圏に居住している若者や熟年世代に対するアンケート調査

ウ 定住促進アドバイザーの設置

エ 農業・漁業等体験研修

オ U I J ターン就職説明会の開催

カ 田舎暮らし体験ツアー

キ その他知事が特に認める事業

(4) 中山間地域活性化事業

- ① 中山間地域における地域資源や地域特性を活用した地域活性化施設整備事業（ただし、富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例（平成31年3月15日富山県条例第26号）の第6条に定める富山県中山間地域創生総合戦略に基づく中山間地域施策の事業に限る。）
 - ア 芸術文化施設
 - イ 社会教育施設
 - ウ スポーツ・レクリエーション施設
 - エ 観光施設
 - オ 地域産業振興施設
 - カ コミュニティ施設
 - キ 都市と山村との交流施設
 - ク その他知事が特に認める事業
- ② 上記①の事業と同じ趣旨のもとで実施する計画策定事業
- ③ 上記①の事業と同じ趣旨のもとで実施するソフト事業（②を除く）
 - ア 集落支援員の設置
 - イ 地域コミュニティ再生・活性化事業
 - ウ 移動販売事業、水道未普及対策事業等の暮らしの維持に係る事業（ただし、市町村が行う補助事業については、地域コミュニティに対するものに限る。）
 - エ その他知事が特に認める事業

(5) 地域ブランド発信事業

- 地域の魅力発信や地域イメージのブランド化を図るために実施するための事業
- ① ブランド戦略等の計画策定事業
 - ② 地域資源を活用した商品等の認知度向上のための新規イベント事業
 - ③ その他知事が特に認める事業

(6) 地域活性化ソフト支援事業

第1号及び第2号と同じ趣旨のもとで、まちづくりの啓発及び地域の魅力向上を図るために市町村又は民間事業者等が自主的・主体的に実施する先導的なソフト事業

(7) まちづくり戦略推進事業

- ① 富山県成長戦略「まちづくり戦略」で掲げる、富山の自然や風土と開かれた文化的環境を最適に組み合わせ、居心地がよく幸福になれる富山らしい個性的なまちづくりの実現のために実施する次の事業の拠点となる施設等の整備事業
 - ア AIやICTなど新しい技術やサービスを活用した課題解決や地域振興に向けた実証事業
 - イ デマンド交通や自動運転等を活用した新たな公共交通体系づくり
 - ウ サテライトオフィスの誘致やワーケーションの推進に向けた情報発信や企業ニーズと候補地のマッチング

- エ 官民連携の推進に向けた、県・市町村・民間企業等とのネットワーク構築
- オ 公益性のある中間支援組織（官民連携シンクタンク）の設立
- カ まちづくりの次世代を担うプレーヤーの育成支援
- キ その他「まちづくり戦略」の実現につながる先導的な取組みとして知事が特に認める事業
- ② 上記①の事業と同じ趣旨のもとで実施するソフト事業

(8)市町村連携推進モデル事業

市町村間の連携に向けた取決めに基づき行うモデル的なソフト事業

- ① 地域全体の経済活性化
 - ア 産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備
 - イ 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成
 - ウ 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大
 - エ 戦略的な観光施策
 - オ その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策
- ② 高次の都市機能の集積・強化
 - ア 高度な医療サービスの提供
 - イ 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築
 - ウ 高等教育・研究開発の環境整備
 - エ その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
 - ア 生活機能の強化
(地域医療、介護、福祉、教育・文化・スポーツ、土地利用、地域振興、災害対策、環境対策)
 - イ 結びつきやネットワークの強化
(地域公共交通、ICTインフラ整備、道路等の交通インフラの整備・維持、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消、その他)
 - ウ 圏域マネジメント能力の強化
(人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保、圏域内市町村等の職員等の交流、その他)

第3 その他

この要領に定めるもののほか、まちづくり事業の支援に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成21年度分の補助金から適用する。
- 2 「魅力ある地域環境整備事業実施要領」「まちづくりプロジェクト事業実施要領」「定住・半定住促進事業実施要領」及び「地域活性化ソフト支援事業実施要領」は、これを廃止する。

ただし、この要領による制定前の「魅力ある地域環境整備事業実施要領」等の規定によりされている申請その他の行為は、この要領の相当規定によりされた申請その他の行為とみなす。

附 則

この要領は、平成 22 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年度分の補助金から適用する。

富山県地域ぐるみ除排雪促進事業費補助金交付要綱

生活環境文化部県民生活課

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県地域ぐるみ除排雪促進事業費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、降積雪期における地域ぐるみ除排雪活動の全県的な展開を促進するため、「富山県地域ぐるみ除排雪促進事業実施要領」に基づいて、市町村が地域住民と連携して行う地域ぐるみ除排雪体制の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付の対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象事業、対象経費及び補助率等は次の表のとおりとする。

(1) 除雪機械等整備事業

補助対象事業	補助対象経費	補助率等
地域ぐるみ除排雪活動除雪機械等整備事業	小型除雪機械整備費、除雪装置（アタッチメント等）整備費及び小型除雪機械等の格納庫整備費	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は2,400千円（自治会等が単独で除雪機械等を整備する場合は1,200千円）のいずれか低い額

(2) 担い手養成事業

補助対象事業	補助対象経費	補助率等
地域ぐるみ除排雪活動担い手養成事業	小型除雪機械の運転に必要な研修の受講費、研修会等開催費用	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は受講者1人当たり5,000円（市町村等が講習会を開催する場合は1回当たり50,000円）のいずれか低い額

(交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付条件)

第5条 規則第5条に規定する補助金の交付に関する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容について、次に掲げる事項の変更をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 地域ぐるみ除排雪活動を行う地区の変更

イ 除雪機械の種類の変更

ウ 補助事業に要する経費の20%以上の変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の指示を受けること。

- (3) 補助事業が期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他証拠書類を整理し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(実績報告書)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書の様式は、様式第2号のとおりとする。

- 2 実績報告書の提出日は、補助事業の完了した日から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

(活動状況等の報告)

第7条 市町村長は、知事から指示がある場合は、補助事業の対象となった地域ぐるみ除排雪活動を行う地区の活動状況等について、知事に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年8月31日から施行する。
- 2 富山県地域ぐるみ除排雪活動小型機械等整備事業補助金交付要綱（昭和59年12月5日道第639号通知）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱若しくは富山県地域ぐるみ除排雪活動小型機械等整備事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けている事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

富山県地域ぐるみ除排雪促進事業実施要領

生活環境文化部県民生活課

1 趣 旨

富山県総合雪対策条例（昭和60年3月26日富山県条例第1号）及び新富山県総合雪対策計画（基本計画）（平成3年3月22日策定）に基づき、地域において住民が自主的に行う共同除排雪（以下「地域ぐるみ除排雪」という。）活動の推進及び地域ぐるみ除排雪活動に対する支援に関して必要な事項を定め、降積雪時における地域ぐるみ除排雪活動の全県的な展開を促進する。

2 地域ぐるみ除排雪計画の策定及び推進

市町村は、次のとおり地域ぐるみ除排雪活動を行う地区を設定するとともに、その地区ごとに地域住民と協力して地域ぐるみ除排雪計画（以下「除排雪計画」という。）を策定するものとする。

市町村及び地域住民は、策定した除排雪計画に従い、連携して地域ぐるみ除排雪活動を推進するものとする。

- (1) 市町村は、地域ぐるみ除排雪に関する導入方針を決定する。
- (2) 市町村は、導入方針に基づき、地域ぐるみ除排雪活動を行う地区を設定する。
- (3) 市町村は、設定した地域ぐるみ除排雪活動を行う地区について、地域ぐるみ除排雪に関する企画調査を実施するとともに、地域住民との連絡協力体制の整備を図る。
- (4) 市町村は、地域住民との十分な話し合いのもとに、次の事項を計画内容とする除排雪計画を策定する。

ア 連絡協力体制に関する事項

イ 地域ぐるみ除排雪の実施方法に関する事項

ウ 要援護世帯、高齢者等に対する除排雪に係る支援体制に関する事項

エ 除排雪計画を推進するために必要な除雪機械等の整備、運用に関する事項

オ 除排雪計画の内容の地域住民に対する普及啓発に関する事項

カ その他除排雪計画を推進するために必要な事項

3 地区の設定

地域ぐるみ除排雪活動を行う地区の範囲等は、次のとおり設定するものとする。

- (1) 設定する地区は、コミュニティ活動の一環として、円滑に地域ぐるみ除排雪活動を行うことができる範囲の地域であること。
- (2) 設定する地区は、小学校区の区域、自治会、町内会などのコミュニティ団体（以下「自治会等」という。）の区域、又は小学校区の区域を超えない複数の自治会等の区域であること。
- (3) 富山県まちづくり総合支援事業実施要領（平成6年8月25日地第768号通知）に規定するまちづくり事業と、原則として重複しないものであること。

4 助成措置

県は、この要領に基づき地域ぐるみ除排雪活動を推進する市町村に対して、別に定める富山県地域ぐるみ除排雪促進事業費補助金交付要綱により補助金を交付するほか、その他必要な支援措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この要領は、平成11年8月31日から施行する。

要援護対策メニュー事業実施要綱

(高齢者総合福祉支援事業の一部)

厚生部高齢福祉課

1 目的

本事業は、在宅要援護高齢者等に対し各種サービスをメニュー化し、市町村が地域の実状に即して自主的に選択し、実施することにより地域の在宅福祉の充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は市町村（中核市を除く。）とする。ただし、各種サービスを受ける者の決定を除き、事業の一部を社会福祉協議会等に委託することができる。

3 対象者の決定

実施主体は、対象者からの申請に基づき、対象者の決定を行うものとする。

4 事業内容

事業は次の5事業とし、実施主体は地域の実状に応じ実施するものとする。

- (1) おむつ支給事業
- (2) 寝具乾燥・消毒事業
- (3) 調髪サービス事業
- (4) 除雪支援事業
- (5) 特認事業

5 事業実施上の留意事項

- (1) 事業の実施にあたっては、厚生センター、民生委員、身体障害者相談員等の関係機関との密接な連携を図るとともに、老人クラブ、身体障害者団体、地域ボランティア等の協力を得て、円滑な運営に努めるものとする。
- (2) 事業の実施にあたっては、介護保険サービス等との相互の連携を保ち、効果的な運営を行うように努めるものとする。

なお、地域支援事業に該当する事業については本事業の対象としない。

6 利用料

要援護対策メニュー事業の実施に伴う原材料費等の実費は、利用者負担を原則とする。

7 サービス台帳の整理

実施主体は、対象者名、サービスの方法・内容・各サービスの単価（その算出基礎を含む。）、対象者の利用料（負担額）を明らかにしたサービス台帳を整備し、その関係書類とともに事業終了後5年間整備・保存するものとする。

8 その他

この要綱に定めのない事項については、別に定める。

この実施計画は、富山県総合雪対策条例（昭和60年富山県条例第1号）第9条及び第11条の規定に基づき策定するものであり、基本計画（富山県総合雪対策基本計画）に定められた施策を着実に進めることを目的とし、令和6年度において実施する雪対策について定めるものである。

令和6年度
富山県総合雪対策実施計画

令和6年12月

富山県生活環境文化部県民生活課
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL076-444-3131 (ダイヤルイン)
